

緊急雇用対策などをご支援します！
「労務相談窓口」をご利用ください。

岡崎商工会議所

景気の下降局面が長期化・深刻化するおそれが高まる中、とりわけ中小企業の皆さまは厳しい雇用環境に置かれています。

そこで、岡崎商工会議所では、下記のとおり「労務相談窓口」を引き続き開設し、「中小企業緊急雇用安定助成金」の活用などの緊急雇用対策をはじめ、労務管理全般についてご相談に応じます。この機会に是非ご利用いただきますようご案内いたします。

記

開設日時 毎週水曜日 各午後1時～5時

場 所 岡崎商工会議所 5階 505会議室

相談員 社会保険労務士

相談内容 「中小企業緊急雇用安定助成金」の活用など緊急雇用対策、就業規則・社内規定の見直し、労働保険、社会保険・年金など、労務管理全般

お申込み あらかじめTELにてご予約ください。
岡崎商工会議所 中小企業相談所 担当：石原裕充
TEL：53-6500 FAX：57-2189

「雇用対策実務セミナー」4月16日(木) 13:30～16:00 於：岡崎商工会議所
中小企業緊急雇用安定助成金の活用法、雇用問題をめぐる法的な留意点・実務ポイントなどについて解説いたします。

< 中小企業緊急雇用安定助成金 >

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業者が、その雇用する労働者を一時的に休業・教育訓練又は出向させた場合に、休業・教育訓練又は出向に係る手当て若しくは賃金等の一部を助成するものです。

支給要件 (1)最近3か月の売上高又は生産量が、その直前3か月又は前年同期比で減少していること。

(2)前年決算等の経常利益が赤字であること。ただし、売上高又は生産量が5%以上減少している場合は不要。

助成額等 休業手当相当額の4/5(上限あり)、出向元で負担した賃金の4/5。
教育訓練を行なう場合は上記金額に1人1日6,000円を加算。